

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	三次市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soumu_m/info/bangouseido_3.html

執行機関名 三次市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に係る就学に必要な費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三次市条例第24号)別表第一 第14の項 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に係る就学に必要な費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	三次市就学援助費支給規則(平成16年三次市教育委員会規則第22号)第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	(主旨) 第1条 児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関しては、関係法令、条例、規則等に定めるもののほか、この規則に基づいて行う。 (対象者) 第2条 対象者は、三次市に住所を有する児童生徒の保護者又は三次市立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく教育扶助を受けている世帯の児童生徒(以下「要保護児童生徒」という。)及びこれに準じる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒(以下「準要保護児童生徒」という。)とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三次市就学援助費支給規則(平成16年三次市教育委員会規則第22号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	三次市就学援助費支給規則(平成16年三次市教育委員会規則第22号) 第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	三次市就学援助費支給規則(平成16年三次市教育委員会規則第22号)第4条の認定の申請の受理, 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	三次市就学援助費支給規則(平成16年三次市教育委員会規則第22号) 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	対象者の保護者等に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	三次市就学援助費支給規則(平成16年三次市教育委員会) 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	対象者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		